

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長  
( 公 印 省 略 )

安全性生物試験研究センター 病理部 主任研究官の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所安全性生物試験研究センター 病理部において主任研究官を公募することとなりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

安全性生物試験研究センター 病理部 主任研究官 (厚生労働技官・研究職)

2. 業務内容

安全性生物試験研究センター病理部では、医薬品、食品添加物、農薬及び環境中化学物質等を含む業務関連物質の安全性確保を目的として、一般毒性、発がん性及び神経毒性等の特殊毒性に関する病理学的試験及びこれに必要な研究を行っている。

今回募集する主任研究官は、いわゆる健康食品の安全性確保に係る毒性病理学的評価を遂行するため、健康被害事例における各種成分や混入有害物質について、安全性評価に関する文献調査及び動物試験を行うとともに、原因究明及び被害拡大防止に資する研究業務等に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 獣医学、医学、薬学あるいはその他の生命科学領域における博士の学位を取得後、概ね 5 年以上の研究経験を有していること、又は、博士号取得者で学位取得以前を含め 10 年以上の研究歴及び経験を有すること
- (2) 業務関連物質の毒性病理学的評価に関する専門知識及び研究実績を有すること
- (3) 毒性病理学専門家、獣医病理学専門家、病理専門医等の病理学に関連する専門資格を有することが望ましい
- (4) 研究部員及び研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と協調性を有すること
- (5) 厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と役割を理解し、専門分野に関連した行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第 38 条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

#### 4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html> に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降の学歴、職歴、所属学会、教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること）
- (2) 現在までの主要研究概要（A4用紙3頁、カラー可）
- (3) 研究業績目録（原著論文、総説・解説、単行本、シンポジウム、学会発表、受賞歴、知的財産等）及び主要論文別刷（5篇以内、総説・解説も可）
- (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2頁）
- (5) 学位記（写し）、あるいは学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類  
※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めによること（ステープラーは使用しない）。  
※（2）～（4）、（6）～（9）は様式自由。  
※応募書類は返却しません。

#### 5. 応募締切日

令和7年7月22日（火）13時（必着・締切厳守）

#### 6. 選考採用試験

- (1) 書類審査 令和7年7月下旬（予定）  
※応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和7年8月上旬（予定）  
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。  
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

#### 7. 採用予定年月日

令和7年11月1日（予定）（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

#### 8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定します。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）です。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されています。

#### 9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「病理部主任研究官 応募書類在中」と朱書の上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail : katsuya-tomobe@nihs. go. jp

【備考】

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者  
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）